

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方税法及び同法施行令の一部改正により、個人所得課税における基礎控除額の引上げ並びに給与所得控除額及び公的年金等控除額の引下げが行われたことに伴い、国民健康保険税について、次のとおり改正するものであります。

- (1) 所得割額の基礎控除額を引き上げること。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額対象となる所得上限額を引き上げること。
- (3) 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続すること。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第2項の規定による控除をした」を「同条第2項第1号に規定する金額を控除した」に改める。

第16条第1号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第17条第1項中「同条第2項」を「同条第2項第1号」に、法第314条の2第2項」を「法第314条の2第2項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から<u>同条第2項第1号に規定する金額を控除した</u>後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.89を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から<u>同条第2項の規定による控除をした</u>後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.89を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27</p>

項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義

項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

務者

アーカ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

アーカ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アーカ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。））」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。））」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

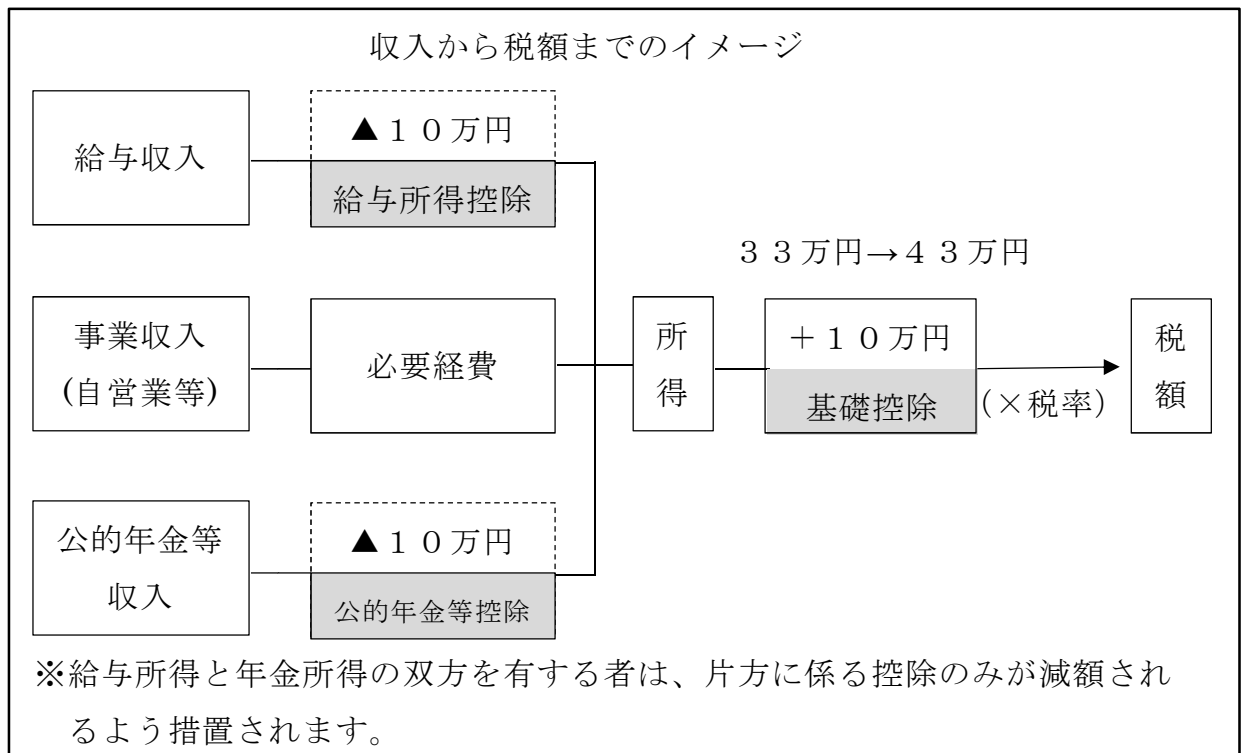
1 背景

フリーランスなど働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするため、平成30年度税制改正（令和3年1月1日施行）が行われ、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。そのため、地方税法の該当する条項を引用している国民健康保険税条例について、引用条項の見直しの改正を行うものです。

また、給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられたことによる不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うものです。

2 改正の内容

- (1) 所得割額の基礎控除額を、33万円から43万円に引き上げるため、地方税法の引用条項を見直します。



- (2) 給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことにより、不利益が生じないように、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行います。

(改正前)

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	33万円 以下
5割	33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下
2割	33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下

(改正後)

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	$43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者数 - 1)$ 以下
5割	$43万円 + 28.5万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (年金・給与所得者数 - 1)$ 以下
2割	$43万円 + 52万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (年金・給与所得者数 - 1)$ 以下

- (3) 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続するため、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例を附則に追加します。

### 3 施行日

令和3年4月1日